



令和7年度第2回
宇土市地域公共交通会議
宇土市地域公共交通活性化協議会資料

書面協議

「花園南部線」のルート改正及び停留所新設



※延伸ルート詳細は、次ページ以降参照



花園南部線に
新規停留所
【松山(仮称)】
を設置

(1) 花園南部線ルート (案) 1便・3便 (百合ヶ丘→宇土駅方面)



《現行》

- ⑲境目松山
↓ (1.4 k m、4分)
- ⑳五色坂

《改正後》

(総延長0.5 k m、2分増)

- ⑲境目松山
↓ (1.0 k m、3分)
- 松山【新】
↓ (0.9 k m、3分)
- ⑳五色坂

(2) 花園南部線ルート (案) 2便 (宇土駅→百合ヶ丘方面)



《 現 行 》

- ⑲松山コミュニティセンター
↓ (0.5 k m、2分)
- ⑳五色坂

《 改 正 後 》
(総延長0.5 k m、2分増)

- ⑲松山コミュニティセンター
↓ (0.4 k m、2分)
- 松山【新】**
↓ (0.6 k m、2分)
- ⑳五色坂

新設停留所 松山(仮称)



【バス停新設理由】

九州産交バスの撤退により影響を受けた地域において、地域住民の新たな交通手段を確保するため。

※バス停設置予定場所は、九州産交バス（旧松山バス停）と同じ位置としている。

※乗降場所については、道路上に停車しての乗降を避けるため、民有地に車両を乗り入れ、転回し、民有地内で行うこととする。（地権者とは協議済み）

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー系統補助)計画



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
宇土市	(有)西田タクシー	(1) 網津・緑川線	赤木防火水槽	宇土駅西口	宇土シティモール南 口	往 18.1km 復 18.1km	153日	229.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	(有)西田タクシー	(2) 宇土北部線	住吉団地	宇土駅西口	宇土シティモール南 口	往 20.2km 復 20.2km	154日	231.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(3) 轟線	下松山地域学習 センター	轟地区公民館	宇土駅西口	往 12.9km 復 12.9km	51日	51.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(4) 花園北部線	三日区公民館	上古閑	宇土駅西口	往 15.2km 復 15.2km	103日	206.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線	百合ヶ丘	宇土駅西口	馬之瀬小原商店前	往 14.4km 復 14.4km	26日	39.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	宇城タクシー(有)	(5) -1花園南部線	百合ヶ丘	宇土駅西口	馬之瀬小原商店前	往 14.9km 復 14.9km	77日	115.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
	産交バス(株)	(6) 循環線	宇土シティモール 南口	宇土市民会館前・ 宇土駅前	宇土シティモール南 口	循環 11.4km 11.8km	311日	2,488.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
宇城タクシー(有)	(7) 網田地区		網田地 網津地			4日	1.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③	

R7.10~12月運行分

R8.1~9月運行分

松山(仮称)停留所を含むキロ程
0.5kmの延伸



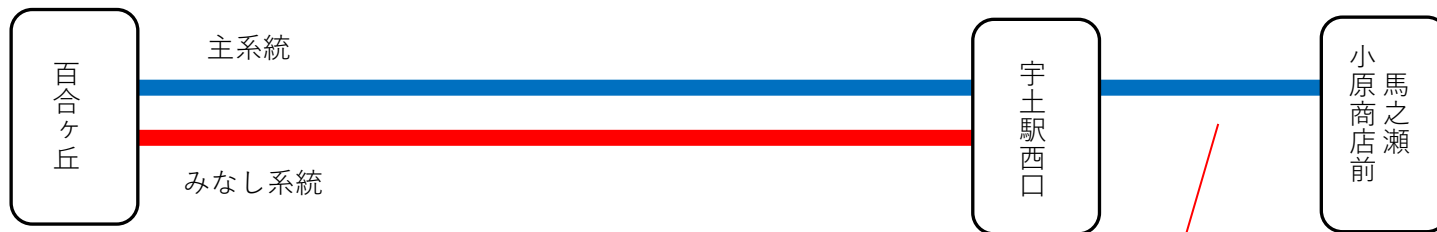
※本資料上は、分かりやすいように変更前後の系統を併記しております。

実際に計画を届け出る際は、変更後の系統のみ(計画運行日数・回数は変更前後を合算した数)を記載することとなります。

申請番号(5)花園南部線の内訳

運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
		起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線 (主系統)	百合ヶ丘	宇土駅西口	馬之瀬小原商店前	往 14.4km 復 14.4km	26日	26.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
宇城タクシー(有)	(5) -1花園南部線 (主系統)	百合ヶ丘	宇土駅西口	馬之瀬小原商店前	往 14.9km 復 14.9km	77日	77.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
宇城タクシー(有)	(5) 花園南部線 (みなし系統)	百合ヶ丘	松山コミュニティセンター	宇土駅西口	往 12.0km 復 12.0km	26日	13.0回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③
宇城タクシー(有)	(5) -1花園南部線 (みなし系統)	百合ヶ丘	松山コミュニティセンター	宇土駅西口	往 12.5km 復 12.5km	77日	38.5回			路線定期	②(1)	JR九州の鹿児島本線と宇土駅西口にて接続	③

※運行系統が類似する場合、異なる区間のキロ程が20%以内かつ20km以内であれば、同一系統とみなされる（みなし系統）。



ルート改正後：異なる区間のキロ程：2.4km/14.9km = 16.1% かつ 2.4km

令和7年6月27日
令和7年 月 日
(名称) 宇土市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(目的)
宇土市内において、高齢者等の移動手段を持たない方の通院・買い物等の日常生活の移動の確保や郊外部の交通空白地から市街地部への移動の確保、及び利用ニーズの高い医院や商業施設、公共施設間の移動を確保することを目的とする。
(必要性)

宇土市郊外部の交通空白地においては、日常の通院・買い物施設(主に宇土市街地部)への移動手段がなく、通院・買い物施設の施設間の移動が困難である。

そのため、既存の公共交通網を補完する目的で、郊外部の交通空白地において小回りのきくワゴン車等で巡回する乗合タクシー(ミニバス)の導入と市街地の医院や買い物施設を回遊する循環バス(コミュニティバス)を導入し、JR宇土駅とバス交通の連携強化を行った。また、従前より交通空白地域となっており高齢化率が高い宇土市網田地区へ予約型乗合タクシーを導入し、利便性の向上を図る。地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標に対する数値指標及び目標値は次のとおりとする。
(宇土市地域公共交通計画 P.103 参照)

【コミュニティバス】

系統名	数値指標	実績値		目標値
		R6年度	R8年度	
内回り線・外回り線	年間利用者数	11,894人		計画に基づき目標値：10,000人/年以上 R6実績に基づき目標値：13,900人
	収支率	11.1%		15%以上

【ミニバス】

系統名	数値指標	実績値		目標値
		R6年度	R8年度	
全系統	年間利用者数	5,476人		6,000人/年以上
網津・緑川線	1便あたりの利用者数	4.1人		計画に基づき目標値：2.0人/便以上 R6実績に基づき目標値：4.4人/便以上
宇土北部線		3.2人		計画に基づき目標値：2.0人/便以上 R6実績に基づき目標値：3.5人/便以上
轟線		0.5人		2.0人/便以上
花園北部線		2.9人		計画に基づき目標値：2.0人/便以上 R6実績に基づき目標値：3.2人/便以上
花園南部線		1.6人		2.0人/便以上

【予約型乗合タクシー】

系統名	数値指標	実績値		目標値
		R6年度	R8年度	
網田地区	年間利用者数	1,256人		R7年度計画認定申請の際に設定した目標値：870人以上 R6実績に基づき目標値：1,650人以上
	収支率	23.0%		30%以上

※予約型乗合タクシーについては、地域公共交通計画策定時点において運行開始直後という点ともあり、地域公共交通計画本体に数値指標を記載していないため、本項目で個別に設定している。

<p>(2) 事業の効果</p> <p>本事業でコミュニティバス・ミニバス・予約型乗合タクシーを維持することにより、郊外部の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保され、市街地部の回遊性が向上し、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じたルート改正等を行い、利用者の利便性向上を図る。 (宇土市・産交バス) ・バス停を整備し、分かりやすく安心して乗車してもらえるような乗車機会の創出を図る。 (協議会・宇土市) ・高齢者向けに福祉関係部署と連携し説明会を行うほか、子供向けの利用啓発イベントを行う。(協議会・宇土市)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予定している時刻、運行予定期間(別添「運行系統時刻表」参照) ② 運行事業者の決定の経緯 H24年第2回(H24.7.11)宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。 R3年第1回(R3.6.25)宇土市地域公共交通会議で承認後、九州運輸局へ事業認可申請を行う。
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>宇土市からコミュニティバス・ミニバス運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 宇土市から予約型乗合タクシー運行事業者への補助金額については、收受運賃及び国庫補助金を実質運賃(運行費)から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>運行事業者が管理する運行記録簿から、運行便数、利用者数、運賃収入額等を把握し、収支率を算出することとしている。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p> <p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p> <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【 <u>地域内ユーザー系統のみ</u> 】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 (1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 (1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成23年06月29日(H23 第1回) 協議会設立、事業内容について協議
- ・市民アンケート調査実施(平成23年11月17日～平成23年12月5日)
- ・平成23年12月19日(H23 第2回) 調査内容について報告
- ・平成24年01月25日(H23 第3回) 新公共交通システムの方針について協議
- ・宇土市生活交通ネットワーク計画に係るパブリックコメント実施(平成24年3月2日～3月13日)
- ・平成24年03月14日(H23 第4回) 宇土市生活交通ネットワーク計画及び試行運行の報告
- ・平成24年05月29日(H24 第1回) 平成25年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成24年07月11日(H24 第2回) 運行事業計画の承認
- ・平成25年02月20日(H24 第3回) 運行区域拡大や乗合タクシーの愛称について協議・承認
- ・平成25年07月23日(H25 第2回) 平成26年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成26年02月05日(H25 第3回) 平成26年4月からの運行計画及びフリー乗降区間設定の協議・承認

変更認定申請に係る、
協議会の開催状況の
文言追加

- ・平成26年06月17日(H26 第1回) 平成27年度宇土市生活交通ネットワーク計画の協議・承認
- ・平成26年08月27日(H26 第2回) 運行計画変更についての協議・承認
- ・平成27年06月16日(H27 第1回) 平成27年10月からの運行計画の協議
- ・平成27年07月28日(H27 第2回) 平成28年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成28年06月 (H28 書面協議) 熊本地震の影響によるルート変更及び平成29年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成29年06月26日(H29 第1回) 平成30年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- ・平成30年06月19日(H30 第1回) 平成31年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- 06月25日(R1) 第1回) 令和2年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- 07月10日(R2) 第1回) 令和3年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- 06月25日(R3) 第1回) 令和4年度生活交通確保維持改善計画の協議・承認
- 06月29日(R4) 第1回) 令和5年度地域公共交通計画の協議・承認
- 令和5年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- 令和5年度地域公共交通計画の協議・承認
- 令和6年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- 令和6年度地域公共交通計画の協議・承認
- 令和6年01月23日(R5) 第1回) 令和6年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- 令和6年06月27日(R5) 第2回) 令和7年度地域公共交通計画の協議・承認
- 令和6年06月27日(R5) 第1回) 令和7年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- 令和6年06月27日(R6) 第1回) 令和7年度地域公共交通計画の協議・承認
- 令和7年01月23日(R6) 第2回) 令和8年度地域公共交通計画の協議・承認
- 令和7年06月24日(R7) 第1回) 令和8年度地域公共交通計画の変更協議・承認
- 令和7年06月24日(R7) 第2回) 令和8年度地域公共交通計画の変更協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

市民アンケート調査、区長等へのヒアリング調査、各地区での地区説明会、沿線世帯個別訪問、利用者アンケート等を実施し、市民の意見収集を図ったほか、本計画について、地域公共交通会議で協議を行っており、住民意見を十分に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宇土市浦田町5 1番地
 (所 属) 宇土市 企画課
 (氏 名) 堀内 将吾
 (電 話) 0964-27-3305
 (e-mail) kikaku01@city.uto.lg.jp

今後のスケジュール



日程	項目	備考
11月	第2回会議(書面協議)	運行計画案等の承認
11月	事業認可申請	国土交通省へ事業認可申請提出
12月	地域公共交通確保維持事業 計画変更届出	地域公共交通計画の申請期限 (国土交通省)
12月	のんなっせ「花園南部線」ルート改正の周知	広報紙や各種SNSでの周知
1月～	のんなっせ「花園南部線」改正ルートで運行開始	
1月	第3回会議	事業評価
3月	第4回会議	令和8年度予算等の承認